

ひまわり 向日葵

第255号

平成30年2月号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



梅とひょうたん（小平市） 写真：東村山市 T.N さん提供

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	社労士column……………	15
税務署だより……………	4-5	法人会セミナーのご案内／立川都税事務所からのお知らせ…	16
署長インタビュー……………	6-7	会社紹介……………	17
税の作文優秀作品（5市法人会長賞）……………	8-10	ふやそう2万社GOGOキャンペーン／新入会員紹介コーナー…	18
税の標語優秀作品（5市法人会長賞）……………	10	人人……………	19
税に関する絵はがきコンクール結果発表…	11	通常総会のご案内／厚生親睦チャリティゴルフ大会のご案内／新入会員紹介及び福引実施報告…	20
青年部会主催租税プロレスのご案内／		賀詞交歓会実施報告／広報誌広告掲載企業等の募集…	21
教えて税理士さん!……………	12	厚生連絡協議会実施報告／ブロック・支部活動実施報告…	22
地域の名所／地域のイベント情報……………	13	法人会行事のご案内／支部活動実施報告……………	23
【実施報告】新春講演会／セキュリティセミナー／		recipe……………	24
東久留米ブロック研修会……………	14		



公益社団法人 東村山法人会

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

会社と社長の○○な

今回は、会社と社長の「適切な取引」のお話です。会社の意思決定において中小企業の場合には社長様が一人で決める場面が多いので独りよがりになる可能性があります。税務上において問題ないかどうか検討が必要です。会社法356条、365条では社長様と会社が取引を行う場合には取締役会等の決議が必要です。

1 金銭貸借

①会社が社長に金銭を貸し付ける場合。

「役員貸付金」として処理されていることが多いです。

利息を計上します。計上されていないと「役員給与」となる場合があります。利息の部分は役員給与として所得税、住民税が発生します。また、長期間返済していない場合には返済の意思がないものとして、貸付金額が「役員給与」とみなされる可能性があります。金銭消費貸借契約書を作成して確認することも大事です。役員貸付金は多額になると銀行の心証はよくありません。

②社長が会社で金銭を貸しつける場合。

「役員借入金」で処理されていることが多いです。

この場合は社長が利息をとらなくても大丈夫です。利息を取った場合は個人の確定申告が必要な場合があります。また、高額になると社長の家族の中でのお金の出どころの整理が大事です。実際の事例として社長と奥様の二人の会社でしたが業歴50年以上で役員借入金3000万ほどになった会社もあります。決算時に会社からの資料には社長様個人名で3000万の記載。廃業することになりこの内容の整理をしたら実際は奥様から500万が社長に貸し付けているとの事。その後の調整が大変でした。

2 資産売買

不動産を会社と社長様との間で売却する場合があります。問題は取引価額が適正かどうかです。

①会社の不動産を会社から社長に時価より安く売却した場合・・・時価で譲渡したものとされ時価との差額は「経費にならない社長の給与」となる場合があります。

②社長様の不動産を会社に時価より安く売却した場合

・会社・・・時価との差額は受贈益となり予定外の法人税の納付となる場合があります。

・社長様・・・時価1/2未満の低い価格であれば、時価による譲渡とされてしまいます。そして、みなし譲渡課税となり予定外の所得税の納付となります。

＊他のパターンは割愛。

3 借地権課税

会社が社長様から土地を借りて建物を建てる場合があります。

取引の金額によっては、会社が「借地権の認定課税」となり予定していない法人税を納付する場合があります。社長様は受け取る権利金、地代について所得税を納付となります。対策として会社は「無償返還に関する届出書」を税務署に提出するのも有効です(相当の地代の支払い等は割愛)。

4 弔慰金

社長様の社葬を行う場合には社会通念上相当と認められる金額であれば会社が負担しても問題ありません。また、弔慰金は次の範囲内であれば税金は課税されません。①業務上の死亡の場合は、死亡時の給与の3年分(賞与は除く)。

②業務上の死亡以外の場合は、死亡時の給与の半年分。

5 経費

実際にあった事例、相談で以下の内容はNGです。

①深夜の飲食代2人分が「会議費」に入っている。内容は取締役の妻と社長の2人分の飲食代。

②会社名義の乗用車を社長様の私用で使用。

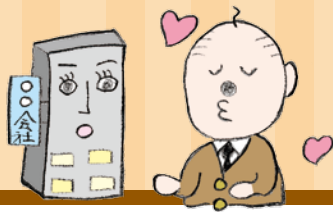
③社長様の娘様に毎月8万円の給与を支払っている(勤務実態がない)。

④売上先の請求書に社長様の奥様の高級バックの支払いがある。

⑤「福利厚生費」に社内の慰安旅行代金計上。しかし、社員7名のうち参加したのは社長様と専務のみ。

⑥社長様の個人所有の不動産を会社に貸しつけている場合に、不動産の固定資産税が会社の

関係



● 税理士 能勢 俊一 ●

「租税公課」に、外壁の塗装代が会社の「修繕費」に入っている。

- ⑦ デパートの商品券を贈答用に購入。「接待費」になっているが、一部は社長様が私用で使用。
- ⑧ スイカ、パスモは「旅費交通費」でチャージしているが、コンビニで社長様の昼食をスイカ、パスモで支払い。
- ⑨ 保険の受取人が従業員、遺族で「社員全員ではなく、役員その他の特定の役員しか加入していない場合」は、給与課税となる場合があります。たとえば課長以上だけが保険加入となるとだめです。給与の上乗せとなります。
- ⑩ 売上先が倒産して売掛金を「貸倒損失」で計上しなければいけないところ、決算の赤字が増えてしまうので「貸倒損失」の計上を先延ばししたいとのご相談。永久に「損金処理」ができなくなる場合があります。
- ⑪ 社長様が退職して退職金を支払い、若い息子を社長にした場合。元社長の報酬額は以前の6割で社内の社長室に座って従来どおりの業務をしている。横のデスクの新社長は会社の状況を把握していない。
- ⑫ 会社の売上が思ったように上がらず、このままだと赤字になりそうなので利益調整で途中から社長様の給与を下げた。
- ⑬ 経理部長が役員にも兼任で就任。常務の肩書きで、社員と同じく賞与を経費にした。使用人兼務役員に該当しない場合がある。
- ⑭ 会社でゴルフ会員権を取得した際に社長個人会員で入会した場合、入会金を資産計上している。社長個人の給与となる場合がある。

⑥ 視点を変えて「自社株の評価」

- ① 自社株を保有している社員が退職する際に、額面で社長様が買い取る場合があります。社員が購入時に「売却の際は額面で取引する」と書面を交わしていました。しかし、自社株評価額が上昇している場合はその価額との差額は社長様への贈与になる場合があります。社員の取得時が額面5万円の10株で50万円の場合。時価が5倍の250万円の場合に200万円は贈与税の対象になる場合があります。
- ② 社長様の会社への貸付金を債権放棄(債務免除)とした場合に、株価の価額によっては他の株主へのみなし贈与となり予定していない税金の納付となる場合があります。

⑦ 行為計算の否認

同族会社が税金を不当に減らすために、商品を非常に低い価額で関係会社に売り上げた場合等。税務署長はその取引を認めず課税する場合があります。昭和52年7月12日に最高裁で争われた事案の判決には「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」「不自然不合理な税負担の不当回避行為として否認する」(趣旨)とのことです。厳しいですね。取引の前に税理士によく相談することが大事です。

*個人が特定されないように表現は配慮しています。(法令は平成30年1月現在。国税庁ホームページを参照)

結論

ここでクイズです。

今回の題名は「会社と社長の〇〇な関係」ですが、〇〇には税務上、次の3つが当てはまります。

① 適切 ② 不安 ③ 危険

コラムを読んでどれになりましたか？
「不安な関係」、「危険な関係」の社長様は明日より改善策を講じて「適切な関係」にしましょう。

Profile 能勢 俊一

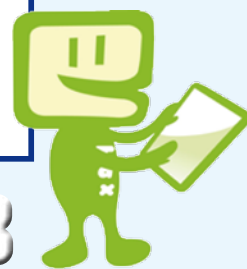
税理士、行政書士、弥生会計インストラクター



- ・税理士登録は平成元年。FP。スタッフ13名。
- ・住宅展示場等の相談会は多数開催、各種セミナー講師。昨年5月のプリジストンクラブの研修会の担当講師
- ・弥生会計ソフト教室開催(インストラクター5名)
- ・趣味はフットサル、愛車はコペルポニート

■事務所 能勢税務会計事務所
小平市学園西町2-18-29
■TEL 042-343-7271
■FAX 042-343-7260
■e-mail z@nose-ao.com
■URL <http://www.kaikei-home.com/nose/>

税 務 署 だ よ り



申告書はご自分で作成して提出はお早めに

平成29年分の申告書の提出及び納付期限

所得税及び 復興特別所得税	平成30年3月15日(木)
贈与税	平成30年3月15日(木)
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成30年4月 2日(月)

平成29年12月31日時点でその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を保有する方は、「国外財産調書」を平成30年3月15日(木)までに提出する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、平成29年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、平成29年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」を平成30年3月15日(木)までに提出する必要があります。



申告書にはマイナンバーの記載が必要です!!



- ◎ 平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、**税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

《本人確認の例》

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
- ②通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

※郵送にて申告書を提出する場合は、**①の写し(裏表両面)又は②の写しを添付**してください。

なお、ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。
本人確認手続に便利なマイナンバーカードを是非取得してください。

☐平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類(通知カード等)の提示又は写しの添付を省略することができます。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

納税は、振替納税をご利用ください。

申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

平成29年分の確定申告分の振替納付日

所得税及び 復興特別所得税	平成30年4月20日(金) (振替納税を利用しない場合の納期限:3月15日(木))
個人事業者の 消費税及び地方消費税	平成30年4月25日(水) (振替納税を利用しない場合の納期限:4月2日(月))

※新規に振替納税を利用される方は、所得税及び復興特別所得税は3月15日(木)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月2日(月)までに、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出する必要があります。

なお、贈与税については振替納税をご利用いただけません。

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。

あなたの確定申告をサポートします

～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、次の還付申告の手続について説明しています。

- ・医療費控除の還付申告
- ・住宅ローン控除の還付申告

また、確定申告についての重要なお知らせを掲載しています。

例えば、

- ① 平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。また、マイナンバーを記載した申告書等を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります(e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です)。
- ② 医療費控除の変更内容に関するお知らせ
- ③ マイナンバーカードを利用して、e-Taxにより申告手続等を行う場合に必要な手続きといった重要なお知らせを掲載しています。

このほか、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。

申告書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告特集ページから「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書等の作成がこんなに便利です。

- ・24時間いつでも使えます。
- ・画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
- ・作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。
- ・また、電子申告等データを作成すれば、e-Taxにより申告等を行うことができます。



タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

e-Taxならこんなにいいこと

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告をすると、こんなにいいことがあります。



- ① ネットで申告
- ② 添付書類の提出省略
(書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 確定申告期間中は24時間受付(メンテナンス時間を除きます。)

※e-Taxの利用に際しては、**事前準備**が必要です。
詳しくはe-Taxホームページ(www.e-Tax.nta.go.jp)をご覧ください。

そのほかにもできること、いろいろ

- ・確定申告書の用紙をダウンロードする。
- ・確定申告の手引をダウンロードする。
- ・税法の取扱いをタックスアンサーで調べる。
- ・税務署の所在地等を調べる。

動画で分かりやすく解説

インターネット番組(Web-TAX-TV)では、税に関する手続を動画で分かりやすく解説する番組を配信しています。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

署長インタビュー

平成30年1月17日(水)西澤広報委員長と狩野副委員長が、昨年7月に着任された鈴木東村山税務署長にインタビューを行いました。



鈴木東村山税務署長

西澤

明けましておめでとうございます。この度はインタビューのお時間を頂きまして、ありがとうございます。管内の経営者や地域の方々に鈴木署長のご紹介をさせていただきます。

さっそくですが、出身地(生い立ち)及び地元の名所等を教えて下さい。

署長

出身地は、宮城県の仙台市の北側に面する大崎市というところです。

以前は岩出山町でしたが、平成の市町村合併で現在の大崎市に変わりました。

大崎市は、比較的平坦で肥沃な土地が広がっており、稲作に恵まれた環境を活かし、日本を代表するブランド米「ササニシキ」や「ひとめぼれ」は、この地で誕生しました。幼少の頃は、イナゴを捕まえて母親に佃煮にしてもらいよく食べました。今でも居酒屋でイナゴの佃煮があると注文するくらい好物です。

地元の名所等として特に有名なところは、奥州の覇者伊達政宗公が仙台城(青葉城)へ移る前の12年間、血気盛んな青年期を迎えたのが岩出山町で伝統と文化が息づいている城下町です。

また、町には「日本一」といわれているものが2つあります。1つ目は、「川北横穴古墳群」で千基を超える古墳群があります。2つ目は、日本最古の学問所「有備館」で、国の史跡名勝に指定されており一見の価値があると思います。岩出山町は季節ごとに様々なイベントが開催されますので、隠れた観光スポットとしてお勧めです。



(左)狩野副委員長 (中)鈴木東村山税務署長 (右)西澤委員長

西澤

お仕事として国税庁(税務署)を仕事に選ばれた理由をお聞かせ下さい。

署長

実は、長兄が仙台湾税局の税務職員だったため、就職先は安定している公務員と考えていました。高校は普通科であり、会計や簿記はほとんど知識がなかったのですが、長兄から国税の職場はやりがいがあると言われ税務職の採用試験を受けたところ、たまたま合格したので入りました。

西澤

主な勤務歴及び印象に残った勤務地又は部署等はどちらですか。

署長

最初の勤務地は大田区にある蒲田税務署で、間税部門に配属されました。そこで、物品税・印紙税の調査事務や酒類関係事務などの仕事を10年間学びました。

その後、法人課税部門へ仕事が変わり税務署を経て東京国税局・国税庁・財務省でも勤務をさせていただき、それぞれの勤務地で様々な思い出がありますが、国税局調査部特官室で特官を務めた時が特に印象に残っています。

国税局調査部の特官室が所掌する法人は、資本金がおおむね40億円以上で、特官部門が調査するのは年間2件です。これらの特官所掌法人は、法令の対応だけでなく、業界・地域のリーディングカンパニーで、社会的責任を果たすために内部けん制及び税務コンプライアンスの徹底を経理理念に掲げている法人が少なくありません。そのため、税務調査において、是正項目を指摘するのが大変な部署でした。

こうした大規模法人にこそ厳しい調査が必要で「恐れられる調査」でなければなりません。そこで当時の部下職員に敢えて「基本に忠実な恐れられる調査」を実施させ、「その後は調査をしないでも自主的に適正な申告と納税が期待できるような指導的效果を持つものでなければならぬ」と指示していました。

西澤

東村山税務署に着任される前は東京国税局調査一部調査開発課長であったと伺っております

が、東京国税局調査開発課の具体的な仕事内容をお聞かせ下さい。

署長

税務調査を実施する上において、より高度なICT知識やICT調査技法を駆使した調査を行うため、調査開発課は、ICT化が進展している高度情報化法人に対する調査支援及び最先端ICTに関係する研修の実施を行うなど、環境変化に的確に対応し、より効率的で質の高い、成果を最大化する業務を遂行するといった、調査部の中でも、とても重責のある部署でした。

西澤

東村山管内の印象及び税務署長としての抱負をお聞かせ下さい。

署長

三多摩8税務署のうち八王子(町田・日野署を含む時代)・武蔵野・青梅・武蔵府中署と6署を経験しており、三多摩事情は、大体は分かっていましたので、安心して着任することができました。

特に、東村山法人会の皆様には、日頃から税務行政全般に深いご理解と多大なるご協力をいただいております。

初めての税務署長としての抱負は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」との国税庁の使命を果たすことに尽きると考えております。

そのためには、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正に申告・納税を行っている納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税及び徴収の実現に努めてまいりたいと考えております。

また、適正・公平な課税及び徴収の実現を図るためには、税務行政のよき理解者である法人会の皆様のご協力が不可欠ですので、連携・協調関係を更に深めていけるよう努力していきたいと考えております。

西澤

租税教育に対するお考えを教えてください。

署長

次代を担う学生や生徒、子供たちに、国の基本となる租税の意義や役割を正しく理解してもらうことは極めて重要と考えています。

法人会の皆様には、小学校での租税教室の講師派遣をはじめ、多摩六都科学館での租税科学教室や税に関する絵はがきコンクール等の開催など、租税教育事業に積極的に取り組んでいただいております、心より感謝申し上げます。

これからも引き続き、租税教育の充実にご支援・ご協力をお願いしたいと思います。

西澤

趣味や休日の過ごし方をお聞かせ下さい。

署長

特にこれといった趣味はありませんが、ここ数年「数独(ナンプレ)」に凝っております。9×9

の正方形の枠内に1から9までの数字を入れるパズルです。趣味としては暗いイメージがあるかも知れませんが、大人が頭を悩ませるような難易度のものもあり、様々なレベルの「数独」に触れることで、脳内が活性化されるのに加え、集中力も研ぎ澄まされます。

休日の過ごし方は、銭湯・健康ランド等でのんびり入浴して日々の疲れを癒しています。

西澤

座右の銘はありますか。

署長

「塵も積もれば山となる」という言葉を座右の銘にしております。

今の時代、人生で成功するためには、小さな体験をコツコツと積み重ね、焦らずに仕事をしていくことを心掛けており、また、常に環境の変化に敏感に対応していくことが大切と思っております。

西澤

最後に、東村山法人会に期待したいことをお聞かせ下さい。

署長

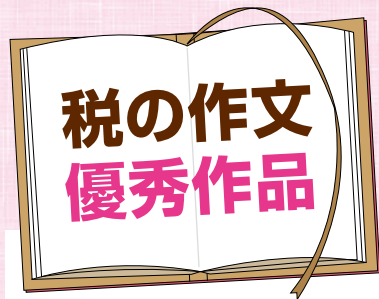
東村山法人会の皆様は、税のオピニオンリーダーとして、地域企業の発展を支援し、地域社会の振興に貢献するため、各種の研修会や税制セミナーの開催、次代を担う子供への租税教室の開催のほか、スポーツを通じた地域振興や募金活動など、地域に密着した活動を積極的に展開されています。

このような法人会の活動と会員の皆様のご尽力に対しまして、深く敬意を表しますとともに、引き続き、充実した幅広い活動を展開されますことをご期待申し上げます。

税務行政を円滑に運営していくためには、地域に密着した活動を行う法人会の皆様をはじめとする関係民間団体の皆様との連携・協調関係を推進していくことが、従来にも増して必要となっています。

私どもといたしましては、皆様との信頼関係を維持するとともに、その活動に対しまして積極的に支援させていただきますので、法人会の皆様におかれましては、他の関係民間団体とも連携し、更なるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。





多摩武蔵納税貯蓄組合連合会が主催している平成29年度中学生の「税についての作文」作品集から「公益社団法人東村山法人会会長賞」入選作品をご紹介します。

管内5市(東村山・小平・西東京・東久留米・清瀬)の生徒さんの作品です。

税と僕

東村山市立東村山第六中学校 三年 松村 航海

僕が税金について深く考えるようになったのはつい最近のことである。学校行事の、地域に学ぶ会というもので税理士さんの話を聞く機会があった。その時から何をしている時もひょっとしたことで税を思い出すようになったのだ。

さて日本の人々、世界の人々は税についてどう考えどう思っているのだろうか？なくなってほしい税がある人がいるかもしれないし、税に感謝している人もいると思う。たくさんの方があるのも税の魅力だと僕は考える。税はよく知らないとなんか嫌な感じがしてくる。以前の僕がそうであったからだ。しかし僕はただ周りが見えていないだけだった。僕は税でできているといっても過言ではない。なのに何故もっと早く気付かなかったのかと思っている。このように自分の好かれるポイントは隠すこの謙虚な姿勢に僕は恋をしたのである。今は自分が税に助けられているけど、大人になったら快く税と関わっていきたいと思っている。

話は変わるが僕は引退するまで、バスケットボール部に入っていた。その中でも僕は税と関わっていたのである。しかしその時の僕はまだ知らない。どういった所で使われているかということ、体育館などだ。税は姿を変えていつも僕の事を見守っていたのだ。それを思うと、心臓がドキドキしてしまう。いつも練習すると疲れでゼエゼエしていたが僕は無意識に税税という税の事を思っていたのかもしれない。

今、ふと疑問に思ったことがある。税はいつ生まれていま何歳なのだろうか。僕より年下ではないことは確かだ。歴史の授業で、「租・調・庸」をやった。それを奈良時代あたりだとすると税は軽く千年を超えたものなのだといえる。しかし今の税とそのころの税では大部、変化した。昔の税はどちらかというと農民の生活をとて苦しめるものだったが今はもう違う。この過去の失敗を今に活かしていることはとても良いことだと思う。では未来はどうだろう。少子高齢化が進みいろいろな問題が出てくることは目に見えてるし、そのせいで苦しくなる人もいるかもしれない。だけどこの税というしくみを嫌になることがないようにしてほしい。このしくみで救われてる人もいるかもしれないし、必ず自分も何か助けられているから。最後にまとめると僕は優しく、謙虚でなおかつ真面目な税のことは好きだ。日本中の人も税について前向きに考えて明るい未来をつくっていききたい。

そう、明るい未来。

税金の恩恵

小平市立花小金井南中学校 三年 川合 由莉

中学三年生になり、私立の学校説明会に参加して驚いたことがありました。それは、初年度納入金額が、百万円以上にもなるということです。入学金、授業料、施設費、教材費、修学旅行費用など…様々なものを含めると、あっという間にそれほどの金額に達してしまうのです。私立はお金がかかるかとは思っていましたが、まさかここまでとは知らず、ショックを受けました。

今まで小学校、中学校と公立の学校に通ってきた私は、学校に通うということはお金がかかることなのだという事など考えたこともなく、当たり前のように通い、特に有り難いとも思わず、時には不謹慎にも、学校がなければいいのに！などと思ったりしていました。

唯一、教科書をもらう時は、得した気分でした。それは、公立高校に通っていた兄が、高1の時に、教科書代で4～5万円ほどかかるという話をし、母が「嘘でしょ！」と絶叫したのち、手紙を見て、「信じられない！」と落胆した様子を強烈に覚えていたからです。

よく考えてみれば、学校に通わせてもらえるということで、無償で受け取っているものを金額にしてみると、教科書代どころの金額ではなかったわけです。こんな当たり前のことを、義務教育が終わろうとしている今、私立高校の費用を突き付けられて初めて、自分に身近なこととして実感しました。

調べてみたら、私達中学生には年間百万円もの税金が教育費として支給されていることが分かりました。私立高校の費用を考えてみれば納得のいくところですが、こんなにもらっているのか改めて驚き、このお金が税金から出ているのだと思うと、とても有り難く思えてきました。

税金の恩恵を受けているのは学校だけではなくありません。亡くなった曾祖母が楽しみにしていたデイサービスにも、税金が使われていることを今回調べて知りました。公園、病院、ごみ処理、警察…改めて考えると、身近なところでその恩恵を感じられることは多々あることに気がきます。逆に、これが無くなったら大変なことです。消費税が8パーセントに上がった時は、ネガティブなイメージしかありませんでしたが、回りまわって自分に、その他多くの人に恩恵をもたらすものであることを思うと、税金の大切さを感じます。これからは意識して有り難く受け取り、将来はきちんと納税するようにしたいと思います。



「あたり前」を紡ぐ税金

西東京市立ひばりが丘中学校 三年 森 綺葉

私は小さい頃、税金について何も知りませんでした。しかし今回、税理士さんの話を聞いて、私たちの「あたり前」が税金のおかげだと、知りました。

一つ目は、学校です。私達が通う中学校も近所の小学校も全て税金が使われていることを知りました。教科書や学校のパソコン、理科の実験器具や体育用具。あって「あたり前」のものが税金によって実現していたことに、とてもおどろいています。しかも、教育費までもが税金により負担されています。私達は税金があるおかげで学んでいる。といっても過言ではありません。

二つ目は、公共サービスです。例えば、消防や救急、警察があげられます。さらに、地域のゴミ回収や処理にも税金が使われています。火事ときには消防、事故ときには救急、事件ときには警察がそれぞれ私達を助けてくれるのは税金があるからです。朝、ゴミを出せば、回収し処理してくれる人がいるのも、「あたり前」のこと。

しかし、他の国では「あたり前」ではないのです。例えば、ある国では救急に電話するだけでお金がとられたり、日本のようにきれいに整備された救急車ではなかったりします。学校がない国や、ゴミを捨てるのにもお金を払う国もあります。私達にとって「あたり前」だったことが、他の国から見れば「とてもすごいこと」になってしまうというのは、衝撃的でもあり、誇らしいことだとも思いました。

日本や私達の身の周りに、すばらしい「あたり前」がたくさんあるのは、大人も子供に関係なく、国民全員が税金を納めているからだと思いました。今まで続いてきた、安心で安全な生活を、後世に残していくために、私達ができることはあるのでしょうか。

今はまだ、できることは少ないでしょう。未成年ですから、働くこともできません。しかし、「あたり前」の生活を後世に残してあげたいという考えを持ち続け、その考えを広めることはできます。私は、私達の時代まで「あたり前」を守ってくれた人たちに感謝しています。そして次は、私達の番です。できることを増やしながら、多くの人に税について知ってもらい、正しく納めることで、次の時代へ残し、続けていきたいです。



税を知って私が考えたこと

東久留米市立久留米中学校 三年 梶原 江梨花

先日、インターネットで刑務所等にも税金が使われているという記事を見つけました。全国の刑務所や拘留所、少年院等で使われるのは、一年間に約二千三百億円にもなるとのことでした。そして受刑者一人あたりで年間約二百五十万円が使われているという事実には衝撃を受けました。今、日本では様々な社会問題がある中で、この数字には驚きました。仕方がない事なのかとは思いますが、国民が一生懸命働いて得たお給料の中から所得税や消費税として税金を納め、使われていくのだと思うと複雑な気持ちです。その分、納税者の中の貧困を無くす等、もっと、働く事でいっぱいいな人達のために使う事ができるのではないかと感じてしまいます。

もっと身近で、税金が使われている代表的なものには、学校やごみ処理、医療や消防、警察等があるという事は知っていました。そこで、もし税金を誰も納めず公共サービスが有料になったら、と考えてみました。学校に行けない子どもや、病気になっても治療してもらえない人が出てきます。火事が起きても火を消してもらえないかもしれません。今まで、身近にありすぎて全く気がつきませんでした。水道やガス、電気等のライフラインも絶たれるかもしれません。警察や交番事業が有料になったらという事は考えた事がなく、改めて考えても、あまりぴんときませんでした。しかし、よく考えてみると、犯罪者が野放しになる等恐ろしい事になります。また、パトロールや道案内でさえも有料になるという事になります。ここで、改めて税金の大切さを感じることができました。

最近、消費税が八パーセントから十パーセントに増税されるという事を耳にします。

税金は私たちの生活の中になくてはならないものです。だから、増税することにも私は賛成です。しかし、税金が私たちの社会福祉の充実のためや、復興等に使われるのであれば、増税には反対です。

さらに、私達の納める税金がきちんと使われるよう、選挙にきちんと行き、候補者を良く吟味して投票する事が大切だと思います。皆が真剣に選ぶからこそその政治、税金の使い道につながってくるのだと思うからです。

今までの税金に支えられ恵まれた環境で生活できている事に感謝し、大人になったらきちんと税を納めたいと思います。今は、自分にできる事、税について関心を持ち、その大切さを家族や友達に伝える等、身近な事から実践していきたいと思っています。

無題

清瀬市立清瀬第四中学校 三年 田口 莉沙

私は昔、なぜ税金なんかがあるのか、払う意味なんてあるのか。とずっと思っていました。特にそう思っていたのは百円均一のお店に行ったときです。「全商品百円!!」と書かれているのにレジに行ってみたら(当時は)百五円。全く納得がいきませんでした。どうして百円なはずの商品なのに百五円も払わなくてはいけないのか、と疑問に思った私は、私のお母さんにそのことを聞いてみたことがありました。お母さんは、「その五円は、お店の人のお金になるんじゃなくて国のために払っているお金なんだよ。学校の先生だって警察の人だってわたしたちの払ったお金で生活しているし、りさが病院で安くみてもらえるのもこのお金のおかげなんだよ。」

と教えてくれました。私が税についてのことを初めて知ったのはこのときでした。

政治家が不祥事などを起こしたときに、

「こんな人にもお金を払っているんだよなあ…」

と親が言っていたことがありました。そのときに、前に税金に関することは少し教えてもらったことはあったけど詳しくは知らないな、と思い調べてみることにしました。

調べてみて、まず驚いたのは、市の図書館にある本は税金で購入されていたということです。私は本が好きでよく図書館に通っていたのですが、本屋さんにあるのと同じ本でも、図書館ならお金がかからずに無料で借りることができるのをずっと不思議に思っていました。無料で借りることができるのは税金で買っていたから、ということを知って税金のありがたみを感じました。

そして、もう一つ驚いたのが、公立学校においての年間の教育費負担額についてです。平成二十五年度は、小学生が一人あたり約八十六万円、中学生は一人あたり約九十八万円、全日制の高校生は一人あたり約九十九万円で、教育に使われている税金の総額は五兆円を大きく超える額にまでなっています。私一人にも百万円近く税金がかかっているなんて思ってもみなかったのがとても驚きました。それだけのお金がかかっていると考えると、ちゃんと勉強しなきゃな、という気持ちになりました。

今回、この作文を書くにあたって、税に関することをたくさん調べ、たくさん知ることができました。私は将来、図書館で働く司書になりたいと考えていて、司書も公務員で税金で働いていくので、まずはなれるように努力し、司書になったら公務員としてほこれるような仕事をしていきたいです。

平成29年度 税の標語

東村山間税会が主催している平成29年度中学生の「税の標語」応募作品の中から「公益社団法人東村山法人会会長賞」を紹介します。

納めれば 未来は輝く 一等星

東村山市立東村山第一中学校 三年 大川 功都

税金を みんなで収めて いい日本

小平市立小平第二中学校 一年 坪田 啓佑

安心な 社会のための 消費税

西東京市立田無第三中学校 二年 村松 里菜

潤いの 社会福祉に 消費税

東久留米市立中央中学校 三年 岩崎 悠希

支え合う 社会のための 消費税

清瀬市立清瀬第五中学校 三年 新田 悠介

税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのか、ということを知っていただき、理解と関心を深めていただくため、当会女性部会が小学生を対象に実施しました。

今年度は6の小学校から昨年度の倍の428作品のご応募をいただきました。たくさんのご応募ありがとうございました。

また、2月15日から3月末までの間、入選作品を東村山税務署の本館1階受付にて展示いたします。是非、子供さんたちの力作をご覧ください。



選考状況

最優秀賞



横山 駿太

清瀬市立清瀬第六小学校 6年

税務署長賞



鈴木 瑠奈

東久留米市立小山小学校 6年

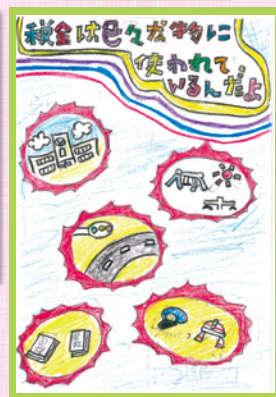
女性部会長賞



馬場 麗樺

東村山市立回田小学校 6年

法人会長賞



和賀井 健

東村山市立回田小学校 5年

優秀賞



樋田 泰秀

東村山市立回田小学校 6年

優秀賞



馬場 綺加

東村山市立回田小学校 6年

優秀賞



吉川 穂花

小平市立第十五小学校 6年

優秀賞



松井 司

西東京市立上向台小学校 6年

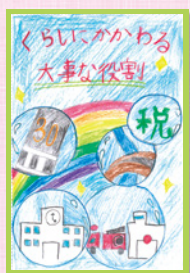
優秀賞



叶 あおい

清瀬市立清瀬第六小学校 6年

優秀賞



青木 咲璃

小平市立第十五小学校 6年

優秀賞



山崎 瑞季

西東京市立上向台小学校 6年

優秀賞



稲村 朋美

東久留米市立小山小学校 6年

優秀賞



府川 真子

東久留米市立小山小学校 6年

優秀賞



三島 和澄

清瀬市立清瀬第六小学校 6年

※学校・学年は応募当時のものです。

青年部会主催

租税プロレスのご案内

入場無料

3.11(東日本大震災)チャリティーフェスティバル2018
プロレスでハッピー! 納税でハッピー! 租税プロレスVol.3

租税プロレスタッグ王座選手権試合 ～初代王座の初防衛戦!～

【日時】平成30年**3月11日(日)**

【場所】小平市立小平第一中学校(小平市仲町506番地)

小学生以下のお子様先着200名にお菓子詰め合わせプレゼント!
(お一人様1個)

【お問合せ】公益社団法人東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

イベントスケジュール(予定)

11:00	開場
12:00	アマチュアプロレスW.I.N
13:00	三小よさこい (小平第三小学校)
13:15	アイドルライブ (仮面女子候補生)
13:45	租税教室&租税コント (ちょーちゃんあんこー)
14:46	黙祷
14:50	女子プロレス「アイスリボン」
16:00	イベント終了



ふわふわ遊具
パトカー&消防車



教えて 税理士さん!



「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者として
いまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に
税理士さんがお答えします。



質問

平成30年度の税制改正で大きく変わる場所は
どこですか?

(清瀬市 S.A.)

回答

平成30年度税制改正大綱の中で、従来と大きく変わる主要論点について解説
します。

法人課税関係では、平成30年以降の3年間を生産性革命の集中投資期間と
位置づけ、賃上げや設備投資を一層推進する施策が示されていますが、その1つとして所得拡
大税制の適用要件・控除率が拡充されます。また中小企業の要件を満たす設備投資については、
固定資産税を3年間、2分の1からゼロまで軽減する特例が創設されます。更に、法人税法上の
収益認識の考え方が大きく変わり、新たな処理方法が法令上も明文化される予定です。

事業承継税制では、中小企業の事業承継を強力に後押しするために、今後10年間の特例措置
として、各種要件の緩和を含む抜本的な改正が行われます。

まず、税制適用による負担を最小化するために、納税猶予対象の株式の上限を撤廃して全株
式が適用可能となるほか、納税猶予割合も100%に引き上げられます。また税制対象者が拡大し、
複数の株主から代表者である後継者(最大3名)への承継も可能となります。

次に、税制を利用しやすくするために、雇用要件が実質的に撤廃され、未達であっても一定
の要件により納税猶予が継続可能となります。また、経営環境の変化を示す一定の要件を満た
す場合には、事業承継時との差額について減免可能とする制度が創設されます。

上記以外にも改正内容が目白押しです。法案成立は例年3月末ですので、それまでに一度確
認してみることをお勧めします。

回答者

東京税理士会東村山支部所属 木村公認会計士 税理士事務所
公認会計士 税理士 木村 智 宏

地域の名所

厳島神社由来

徳川時代より島の清浄の地に鎮座しておりました。当時より泉の地の流れ出る水にて、浄牧院東側田2町歩余の農耕の基をなし、生活の喜びを祝い敬神の中心として受か継がれてまいりました。

昭和51年4月から氏子会の総意により門前氷川神社の末社として合祠永遠に保存することになりました。現在、門前氷川神社春季大祭時に、厳島神社本殿にて祭礼の儀式を行っています。

【所在地】東久留米市新川町一四



由来の碑

地域のイベント情報

東村山

ふるさと歴史館
小学校社会科見学対応展示
「なつかしい暮らしと
道具たち」

【日 時】3月31日(日)まで
※月・火休館
午前9時30分～午後5時
※入館は4時30分まで
【場 所】ふるさと歴史館特別展示室
(東村山市諏訪町1-6-3)
【問合せ】ふるさと歴史館
☎042-396-3800

小学3・4年生の「昔さがし」学習に対応して、「電気やガス、水道のないころの暮らし」と「高度経済成長期のころの暮らし」について、館蔵資料を展示する展示会を開催します。

清瀬

第19回
きよせカタクリまつり

美しい景観と武蔵野の面影を残す雑木林の保護・育成への関心を深めるために始まった「きよせカタクリまつり」は、今年で19回目を迎えます。中里緑地保全地域を中心として咲く可憐なカタクリをお楽しみください。

【日時】3月31日(土)～4月8日(日)
午前10時～午後4時

【場所】中里緑地保全地域ほか
【本部】清瀬市立せせらぎ公園管理棟

◆会場へのアクセス◆

きよバスをご利用の方…秋津駅北口または清瀬駅から「第四小学校西」下車3分

西武バスをご利用の方…清瀬駅北口から台田団地行き(中里経由)「畑川原」下車徒歩5分、所沢駅東口行き「中里団地」下車徒歩5分

徒歩の方…秋津駅から20分、新秋津駅・清瀬駅からいずれも25分

【問合せ】清瀬市水と緑の環境課 ☎042-497-2098

新春講演会 実施報告

スポーツの力で地域活性
～東京オリンピック・パラリンピックを
地域活性のチャンスに～

スポーツジャーナリスト
二宮 清純 先生



1月15日(月)15時30分より立川グランドホテルにおいて平成30年新春講演会が開催されました。講師にスポーツジャーナリスト 二宮清純先生をお迎えし「スポーツの力で地域活性～東京オリンピック・パラリンピックを地域活性のチャンスに～」と題してご講演いただきました。以下、講演の概要をご紹介します。

- ライバルを落とし入れるため禁止薬物を摂取させたカヌードーピング問題。オリンピックの世界では社会主義型ドーピングと資本主義型ドーピングに大別されるが、今回は陰謀型ドーピングであった。仲間を信じるスポーツの根底が崩れる事件だった。
- 1964年の東京オリンピックと2020年の東京オリンピック・パラリンピックのパラダイムシフトについて
 - ・年代は1964年→2020年(戦後復興から暮らしやすい日本にテーマが移行)
 - ・前回は成長がコンセプトであったが、今回は「成熟」ではないか。
 - ・前回の65歳以上人口は6%であったが、今回は39%にあがる。3人に1人が高齢者の時代となり、キーワードは効率→快適(成熟した)オリンピック・パラリンピックにすべきである。
- スポーツから学んだこと、それは準備力。
スポーツで一番大切なことは準備すること。うまく行ったら結果が出る。それは運ではなく準備で決まる。
例えば女子マラソン高橋尚子選手がシドニーオリンピッ

クのラスト35kmでサングラスを捨てた劇的なシーン。これはあらかじめ決めていた35kmでラストスパートする合図であった。そのための練習(準備)を秘密にしていた。勝負の99%は準備で決まる。

- 3人の恩師のことば
 - ・星野仙一氏 「迷ったら動け！」
 - ・野村克也氏 「人生には3つの坂がある、それは、のぼり坂、くだり坂、そして、「ま さ か」でありそれ故に何があっても動けない胆力と修羅場のユーモアが必要。
 - ・Jリーグチェアマン川淵三郎氏 「リーダーの条件は情熱(パッション)、大義(ミッション)、行動力(アクション)」でありこの3つがあれば閉塞状況を打開し、未来にレガシーを残すことができるリーダーとなれる。
- 最後に
これからの時代は年齢・性別は関係ない。21世紀のリーダーに必要なものはパッション、ミッション、アクション！



講演会場

セキュリティセミナー 実施報告



研修状況

1月29日(月)と2月8日(木)東村山法人会館において情報セキュリティセミナーが開催されました。講師にトレンドマイクロ(株)東日本営業本部柳琪(リュウ キ)氏とNTT 東日本東京武蔵野支店マネージャー清水健太郎氏をお迎えし、第1部「最新サイバー攻撃事例と必要なセキュリティ対策」、第2部「サイバー攻撃から会社を守る！情報セキュリティ対策のポイント」をご講演いただきました。受講者からも質問が多く出され、関心の深さが伺えました。

東久留米ブロック研修会 実施報告 「地域包括ケアシステム」

東久留米ブロック合同研修会が12月8日(金)に東久留米商工会館にて開催され、佐藤税務会計事務所 所長 佐藤雅紀氏による「地域包括ケアシステム」と題した講演が行われました。

2025年には団塊の世代の方々が後期高齢者となり、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれるとのこと。包括的な支援・サービス提供体制の構築を、地域の特性に応じて作り上げていくことの大切さを教えていただきました。

引き続き、忘年懇親会が開催され、楽しいひと時を過ごしました。



研修状況

◆ 一昨年12月に政府から公表された同一労働同一賃金のガイドラインから、本年は各会社で次の3のポイントに沿った労使協議の継続実施と協議上の決定ルールの実践が求められます。

1) 賃金の基準やルールの明確化(客観的に不合理な待遇格差の抑止)

会社が職務内容や従業員個々の能力等を明確にして、賃金等の処遇全体を労使協議によって確認し、非正規労働者も含む賃金の決定基準や適用ルールを明確化します。

2) 労使間での共有

1)による公正な評価を推進し、それに則った賃金制度等を労使協議により構築します。

3) 生産性の向上

不合理な待遇格差改善項目は、賃金・更衣室、社内食堂等を含む福利厚生・キャリア形成・能力開発等多岐に及び、能力開発では非正規労働者にも機会付与することで能力やスキルの開発が向上し、生産性アップにもつながります。

◆ ガイドラインでの有期雇用労働者とパートタイム労働者の基本給・手当について

1) 基本給

雇用形態に違いがあっても無期雇用労働者と有期雇用労働者が**同一の経験・能力を持っている場合**には、職業経験・能力に応じた点では同一賃金を支給しなければなりません。経験や能力が異なることで賃金に格差がつくことは問題ありません。

一方、無期雇用労働者と有期雇用労働者が**同程度の業績や成果の場合**には、それに応じて同一の賃金を支給しなければなりません。また、無期雇用労働者にはある業績や成果によりマイナス評価が有期雇用労働者にはない場合のその相違に応じた賃金とすることは問題ありません。

2) 責任の範囲と程度に対する役職手当、業務の危険度に対する危険手当、時間外・休日・深夜労働等に対する割増率等について無期雇用労働者と有期雇用労働者には同一の基準で支給しなければなりません。

同一労働同一賃金のみならず過労死ゼロ対策、労働契約締結前の労働条件明示(平成30年1月1日施行・職業安定法)、労基法改正(平成31年4月改正)等々整理して対応すべきことが目白押しですので、一つずつ着実な実施が肝要です。

筆者紹介 石津 雄美(いしづ たかよし) 2018年2月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム)= AFAC 主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略歴
■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
■昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
■保有資格 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所
■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-7-1 雅ミヤビ17ワイズA
■TEL 090-1738-7991
■e-FAX 03-4496-5373
■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp



セミナーのご案内

参加費
無料!!

決算法人説明会	3月 6日(火)	13時30分～16時
	4月 3日(火)	13時30分～16時
	4月 4日(水)	13時30分～16時
新設法人説明会	3月28日(水)	13時30分～16時10分
税務教室 「法人税申告書作成講座」	3月20日(火)	14時～16時
税務教室 「法人税の基礎」	4月24日(火)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越しください。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

立川都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには 確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。(所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。)

寄附金税額控除の対象となる寄附金

- 1 地方自治体への寄附金(ふるさと納税)
※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。
- 2 東京都共同募金会及び日本赤十字社(東京都支部)への寄附金
- 3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金
 - ・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。
 - ・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- 確定申告の手続について
- 住民税申告の手続について
- ふるさと納税の手続等について
- 都の条例指定寄附金について
- 区市町村の条例指定寄附金について

管轄の税務署
お住まいの区市町村
寄附先の自治体
主税局課税部課税指導課 03-5388-2969
お住まいの区市町村



株式会社 山下工務店

～夢をデザインし、感動を遺す～

株式会社山下工務店は、注文住宅の請負を主な事業としており、自社設計はもとより、近年は、若手建築デザイナーの設計した住宅の施工も積極的に手掛けるようになり、雑誌メディアに紹介される機会も徐々に増え、多方面より住宅建築のご相談を受けるようになりました。

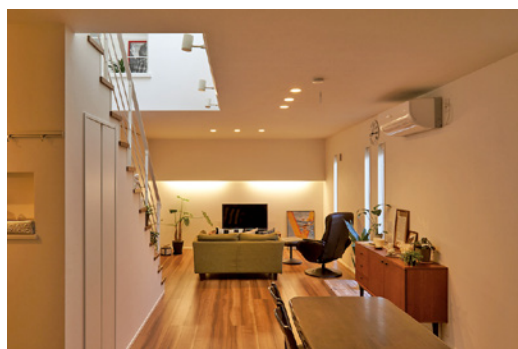
創業は昭和3年、祖父である初代が西東京市(旧保谷市)に於いて大工の仕事を始めてから今年4月で90年になります。その間、一度もこの地を離れることなく、二代目、そして三代目(現社長)である私へと継承してまいりました。宮大工から始

まり、鉄筋コンクリート造マンション、そして木造住宅等、時代の流れの中で手がける建築形態は変わっても、より所としての地元に生かされ、皆様に励まされて今日を迎えられていることに、常に感謝しながら日々の業務に取り組んでおります。

今後は、創業100周年に向け、事業活動が地域および次世代の環境に及ぼす影響を考え、より高品質で独創性あふれる商品とサービスを追求していき、「夢をデザインし、感動を遺す」の理念のもと、いつまでも笑顔と活力あふれる住環境の創造を実現すべく精進し続けることで、当社の責務を果たしていきたいと考えております。



本社社屋



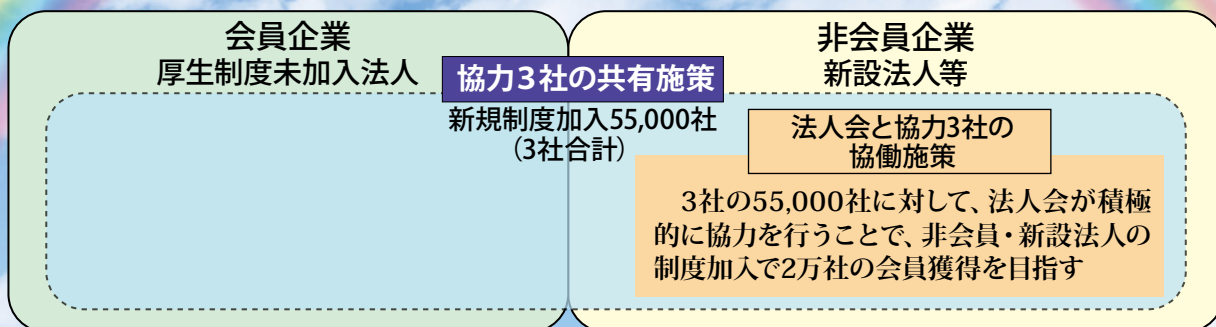
代表取締役 山下 和繁

株式会社 山下工務店

- 所在地 〒202-0006 東京都西東京市栄町1-16-17
- 代表取締役 山下 和繁
- TEL 042-421-5224 ■ FAX 042-421-2904
- Mail info@yamashita-sc.com
- H P <http://www.yamashita-sc.com>

ふやそう 2万社 GOGO キャンペーン について

全法連の3年10億増収計画に代わって「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」が始まりました。これは、法人会と受託3社が協力し、29・30年の2年間で会員の2万社純増を図ろうというものです。



各社ごとの平成29年度増員目標 (単位: 社)

(イメージ)

	合 計	大型保障	ビジネスガード	がん・医療
東 村 山	104	34	37	33
東 法 連	4,059	1,096	1,850	1,113
全 法 連	26,511	6,511	12,000	8,000

以上の目標を達成すると達成率上位の単位会に特別表彰と報奨金が支給されます。
新設法人の情報等を事務局や受託3社にお知らせ下さい。

新入会員紹介コーナー



伸び盛りの「吉祥寺総合物流」です。あなたの貴重な経験を是非生かしましょう！やったらやっただけ以上報われます。幹部登用も有りです。いち早くホームページをご覧ください、気軽にご応募お問合せ下さい。お待ちしております。定年はありません！

■法人名 (株)吉祥寺総合物流 ■代表者 二瓶 直樹
■住所 西東京市ひばりが丘3-4-12-1123
■TEL 0422-20-0021
■FAX 0422-20-1121
■支部 西東京第2支部(正会員)
■HP <http://kissyoun-exp.jp/>



関内智子税理士事務所と申します。この度はご縁を頂き、誠にありがとうございます。弊所は平成19年に開業し、今年11年目を迎えます。法人のお客様、社長様の資産税をメイン業務としております。また、新設法人様への全面的なバックアップも得意としております。

型にとられないサービス、真に必要なサービス。いち早くご提供できるよう日々心がけております。

弁護士先生、司法書士先生、社会保険労務士先生のご紹介も可能です。ご相談お待ちしております。

■法人名 関内智子税理士事務所 ■代表者 関内 智子
■住所 西東京市緑町1-2-13
■TEL 042-439-5030 ■FAX 042-439-5031
■支部 西東京第2支部(賛助会員) ■HP <http://www.sekiuchi.com>



こんにちは!!
4月に東村山で整体院を開院しました、「ひろ整体院」の院長、山本 広美です。地域の皆様に寄り添い、辛いお体の悩みを解決していきます。

どこに行っても改善しない、もう諦めてしまおうかと思っている方、5年以上の慢性腰痛を改善する「ヒロ整体院」へお越しください。接骨院、整形外科勤務を経て、患者さんがどうしたら辛い痛みから解放されるのか、常に考え、勉強し、「痛いところには原因はない」ということに気が付きました。

しっかりとした検査で原因を突き止め、原因部位を施術していきます。

私の施術では痛いところに触りません。ぜひ一度お試しください。



■法人名 ひろ整体院
■代表者 山本 広美
■住所 東村山市久米川町2-29-40
■TEL 090-2177-0535
■支部 東村山第3支部(賛助会員)
■HP <http://hiro-seikotsu.jp/>

新入会員紹介

自平成28年11月1日～至平成28年12月31日に入会された会員

所属支部名	所 在 地	法 人 名	代表者氏名	業 種	電 話 番 号
小平第4支部	小平市大沼町6-7-25	(公財)東京ミュージックボランティア協会	赤星 多賀子	公益法人	042-343-2596
東久留米第2支部	東久留米市小山4-2-13	(株)カネミツ	外崎 鐘満	各種資材販売	042-420-7447



ひと
ひと

東村山第6支部副支部長

下澤 由起夫 さん



お世話になります。東村山第六支部の副支部長の下澤由起夫です。法人会本部では、事業研修委員を担当させて頂いておられます。

私は一九八八年に埼玉県蕨市の川口市から市内富士見町の公務員宿舎(南台公園の前、現在はマンション建設中)に引っ越し、二〇〇〇年の暮れに現在住んでいる萩山町に住まいを移しました。長野県岡谷市の生まれの62歳ですが東村山市民となつて30年になるうとしています。

前職の経済産業省では、主に中小企業行政(小規模企業対策、組合・高度化、ものづくり支援、下請取引に係る政策の企画・立案・執行業務)に携わり、中小企業の発展に力を注いできました。

また、出向先の中小企業基盤整備機構では、東日本大震災における被災中小企業の方に対する復旧・復興支援、中心市街地のまちづくり支援等に直接関与し、中小企業庁のバックオフィス業務を統括する長官官房業務管理官室長を最後に、永年勤めた経済産業省を辞職し役人生活に幕を閉じました。

その後二〇一四年六月に現在の合同会社地域経営サポートを設立し、経営コンサルティング業務を開始した際に法人会に入会し、現在まで前職の行政での知識・経験をフルに活かし、地域の中小企業者の抱える経営全般、特に組織運営等に係る課題に対するアドバイスを主要業務とし、微力ながら地域に貢献できればと日々取り

組んでいます。

法人会に入会して、これまで様々な活動にかかわらせていただきました。

全国大会、各種講演会・研修会への参加、産業まつりにおける税金クイズでの税に関する普及啓発や、支部主催のボーリング大会、研修旅行への参加を通じて大勢の会員様や市民との出会いがあり、大変意義ある機会を得たことに感謝しております。

さらに活動の中で、地元には素晴らしいものづくりのグローバル企業、ニッチ分野の企業が存在することも知り、また、経営者と話すこともでき驚くことも多くありました。

今後は、求められる目的達成のために、多年にわたる業務遂行にあたって掲げてきた挑戦、改善、現場主義の取り組み姿勢で、あらゆる業務に臨んでいく覚悟です。

また、ライフワークとして、自治会、学校を含め地域の防災対策に取り組んでいます。大規模災害が発生したときに、迅速にかつ、適切に対応できるよう、平時から共助の体制づくり、意識の高揚に努め、防災に



対する地域力向上のためにも積極的に取り組んでいきます。

一人でやれることは限られていますが、もつと多くの人とかかわり、これまでの活動を研鑽し、また、仲間の皆さんとともに、期待される役割を果たしていきたいと考えています。今後とも、皆様のご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

合同会社地域経営サポート

代表 下澤由起夫
中小企業診断士

ご案内



公益社団法人 東村山法人会 第6回 通常総会

期日 平成30年5月30日(水)

場所 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)
※引き続き同会場において本部研修会を開催します。

お問合せは、東村山法人会 ☎ 042-394-7654

ご案内

東村山法人会 第25回 厚生親睦チャリティゴルフ大会のご案内

日時 平成30年6月7日(木)スタート8時 雨天決行

会場 高坂カントリークラブ(東松山市高坂1916-1)

大会に関するお問い合わせは 東村山法人会 ☎ 042-394-7654



報告

新入会員紹介及び福引実施報告

1月15日(月)立川グランドホテルにおいて開催された新年賀詞交歓会場で新入会員紹介と福引大会が開催されました。最初に、平成29年に入会され、本会に参加された新入会員の方々に、井上組織・厚生委員長から入会記念品が手渡され、自己紹介をいただきました。

その後、恒例の福引大会を行い、受託3社からの景品や役員賞の番号が発表されるたびに歓声が沸き、大いに盛り上がりました。なお、本年度は賞数を増し、当選確率を高くして、参加いただいた会員の方々に喜んでいただきました。



新入会員の皆様



井上組織・厚生委員長



福引大会 会長賞
(バルミューダトースター)当選者



向大同生命多摩支社長(左)と
大同生命賞 当選者

賀詞交歓会実施報告

1月15日(月)立川グランドホテルにおいて平成30年新年賀詞交歓会が新春講演会に引き続き開催されました。最初に村野会長から「平成29年の当会事業も整齊と行われ、会員を始め地域の経営者や将来を担う子供達に対して、税を始めとする様々な分野で貢献できたのではないかと考えております。新年を迎え、更に各事業が充実するよう会員一同努力致しますので、引き続き、皆様のご指導とご協力をお願い申し上げます。」と新春のご挨拶がありました。

引き続き、来賓を代表して鈴木東村山税務署長、平林東京都立川都税事務所長、渋谷清瀬市長からご挨拶を頂きました。その後、橋本東村山税務署副署長による今年もワンダフルな年となる様にとの乾杯のご発声で会が始まり、参加者一同新春を祝いつつ新年の情報交歓等を行いました。会場にはご講演いただいた二宮清純先生にもご臨席いただき、東京オリンピック・パラリンピックの話題で盛り上がりしました。

また、平成29年にご入会いただいた新入会員の紹介と東法連平成29年度福利厚生制度マイスター受彰者の紹介を行いました。そして、最後に「福引大会」を行い和気あいあいの中、楽しい時間を過ごしました。新入会員紹介行事と福引大会の記事は20ページをご覧ください。



村野会長



鈴木東村山税務署長



渋谷清瀬市長



平林立川都税所長



橋本東村山税務署副署長



交歓会場



マイスターの紹介

広報誌広告掲載企業等の募集

当会の会報誌「向日葵」に掲載する広告を募集します。

向日葵は年6回偶数月に発行し(発行部数約3,000部)、東村山法人会会員を始め地域の皆様に配布しています。広告媒体としてご活用ください。

【サイズ】縦420mm×横820mm

【掲載料】5,000円／1回(年6回発行)

【掲載位置】中面下部

【刷色】カラー

広告デザインは広告主で作成していただきます

お問合せは東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

厚生連絡協議会実施

報告

12月7日(木)法人会館において本部役員と組織・厚生委員及び受託保険会社等の幹部並びに推進員、代理店の方々が一堂に会し厚生連絡協議会が開催されました。

村野会長と井上組織・厚生委員長の挨拶の後、大同生命保険、AIU 損害保険、アフラック、クレディセゾンの順で各社の福利厚生制度と「ふやそう2万社 GOGO キャンペーン」の進捗状況等が報告され、法人会の福利厚生制度について更に認識を深めるとともに、29年度の東法連マイスター受表彰者の紹介が行われました。

協議会終了後は意見交換会が行われ、本部役員と受託保険会社等の活発な意見交換と親睦が深められました。



村野会長挨拶



意見交換会

報告

小平ブロック 忘年懇親会

平成29年12月11日(月)、小平ブロックの親睦忘年会を一橋学園の「一龍」で開催。ビンゴ大会では、会場の49名が夢中になる大盛況で、終始楽しい時間を過ごしました。



小川顧問の挨拶

東久留米ブロック 忘年懇親会

12月8日(金)、東久留米商工会館においてブロック研修会に引続き忘年情報交歓会が開催されました。

三沢副ブロック長に乾杯のご発声をいただき会が始まりました。和気あいあい雰囲気の中で互いの親睦を深めることができました。



三沢副ブロック長

小平第3支部 親睦新年会実施

報告

平成30年1月29日(月)午後6時より、親睦新年会を一橋学園の「招来川菜館」で開催しました。第一部では、佐々総合病院からリハビリの先生方をお招きし、出張医療講座を実施しました。参加型の講座だったこともあり、体験を通じて感心や笑いで会場全体が湧きました。また、第二部では恒例の協賛ビンゴ大会があり、会場全体に笑顔が溢れました。今年は35名の参加を頂きました。心よりお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。



研修状況

法人会行事のご案内

平成30年1月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
3. 3(土)	9:20	青年部会出前授業	西東京市立中原小学校	4. 3(火)	13:30	決算法人説明会	法 人 会 館
3. 5(月)	14:00	第4回女性部会役員会	法 人 会 館	//	15:30	第1回組織・厚生委員会	//
3. 6(火)	13:30	決算法人説明会	//	4. 4(水)	13:30	決算法人説明会	//
//	16:00	第6回広報委員会	//	4. 5(木)	16:00	第1回事業研修委員会	//
3. 7(水)	13:00	労務経営相談会	//	4. 6(金)	16:00	第1回税制・社会貢献委員会	//
3. 8(木)	16:00	第4回理事会	//	4.10(火)	14:00	個別融資相談会	//
3.11(日)	13:00	青年部会主催租税プロレス	小平市立小平第一中学校	4.11(水)	13:00	労務経営相談会	//
3.13(火)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館	4.16(月)	16:00	青年部会研修会及び第6回報告会	//
3.20(火)	14:00	第10回税務教室	//	4.18(水)	16:00	第1回総務委員会	//
3.28(水)	13:30	新設法人説明会	//	4.19(木)	16:00	女性部会第6回報告会及び研修会	//
				4.24(火)	15:00	第1回税務教室	//



報告 小平第4支部 新年会実施

平成30年1月18日木曜日午後6時より第4支部会員の弥左衛門にて新年懇親会を開催しました。宇根支部長の年頭の挨拶に始まり、今年は7件以上の加入を3月迄加入を目指したい抱負を語られた。他11名の会員さんと大同生命鶴田さんを交えて時間の過ぎるのを忘れる程、和気あいあいと懇談が続いた。



弥左衛門にて

清瀬支部 一泊研修会実施



清瀬支部は平成29年11月26日(日)・27日(月)の2日間で細山清瀬支部長を代表とした合計28名が参加した研修旅行を実施しました。1日目は清瀬を午前8時にバスで出発し、軽井沢プリンスショッピングプラザにて買い物をして軽井沢プリンスホテルで朝食後、鎌原観音堂を参拝、ハツ場ふるさと館にてハツ場を見学し、四方温泉やまぐち館で宴会宿泊し、会員同士の親睦を深めました。

2日目は大戸関所見学後、榛名湖を通り水沢観音を参拝し、水沢うどんを食べ、途中車中でビンゴゲーム大会、お土産物等を買い物しながら、2日間ともとても天気に恵まれ、清瀬へと全員無事に帰ることが出来ました。ご参加されました皆様、楽しい旅行をどうもありがとうございました。

記 広報委員 狩野

Recipe 手作り水餃子

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた

細かく切った菰、生姜、ニンニクを大きなボールに中に、ひき肉、卵と塩コショウ、砂糖、醤油、胡麻油、鳥からスープの素も入れて材料と調味料と一緒によく混ぜます、

包む：生地を丸く伸ばして、具をのせて餃子を包みます。水餃子の茹で方時間は、餃子の大きさによりお湯沸騰から7分～9分かかります。



材料

ひき肉、玉子、菰、
生姜、ニンニク

〈調味料〉

塩コショウ、砂糖、
醤油、胡麻油、
鳥からスープの素

〈皮生地〉

小麦粉500g、
お水260cc。
包む一時間前によく
混ぜて、丸くて一時
間寝かして

あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事も募集しています



募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させて頂きます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG, TIFF 推奨)
記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
TEL042-394-7654
〒189-0014 東村山市本町1-23-6
e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2ヶ月前の月末までにご応募ください。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

東村山法人会HP
QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [255号] 平成30年2月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載